

手数料返金規定

採用決定者が入社後半年以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。

- | | | |
|-----|------------------------------|-----|
| (1) | 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) | 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) | 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 20% |